

学位論文題名

「自由選択」の家族政策
－フランスにおけるライフスタイル選択の政治－

学位論文内容の要旨

本論文は、家族政策の政治過程の分析を通じ、フランスが女性の労働市場参加や家族形態の多様化への対応として個人のライフスタイル選択に中立な「自由選択」を掲げるようになったことを明らかにするものである。

福祉国家は「男性稼ぎ手／女性ケアの担い手」という性別役割分業を前提としてきたが、女性の労働市場参加や家族形態の多様化などによって引き起こされる新しい社会的リスクの登場によって次第に維持できなくなっていく。

新しい社会的リスクに直面しやすい人々は、子育ての時期や技術を取得する時期にある若年層に多い。そのため、若年層への給付を手厚くしていく人生前半の社会保障が必要になる。家族政策は主に子育てを行なっている若年層への給付が中心であるため人生前半の社会保障において重要であり、子どもを身内に抱えるリスクやひとり親になるリスクに対処しうる政策領域である。

「男性稼ぎ手モデル」が想定する家族の役割が徐々に縮小していくなかで、家族を雇用と結びつけるためには家族政策の役割が重要になってくるのである。

そこで、本論文ではフランスの家族政策を取り上げて福祉国家再編と家族政策との関係について考察する。フランスの家族政策は多様な施策が講じられており他の福祉国家にはない特徴もっている。しかし、これまでフランスの家族政策が福祉国家再編の文脈で取り上げられることはほとんどなかった。そのため家族政策の改革を新しい社会的リスクへの対応として説明することで、福祉国家再編における家族政策の重要性を指摘する。本論文では、フランスが施策の名称として「自由選択」を取り入れていったことに着目し、近年の家族政策の「自由選択」にもとづく改革が個人のライフスタイル選択に対応した施策を提供し、変容する家族と雇用を結びつける福祉国家再編期の新しい方向である可能性を指摘する。

序章では、なぜフランス家族政策を取り上げるのかを説明する。フランス福祉国家は保守主義レジームとして位置づけられながらも、家族政策で普遍主義的現金給付を戦前から支給していることや家族関連社会支出の対 GDP 比はイギリスやスウェーデンと同じような位置にある。このため、家族政策を他の福祉国家にはみられないフランス福祉国家の特徴として示すことができる。しかし、家族政策の現金給付、現物給付、税制措置の構成比は保守主義レジームであるベルギーやドイツ、オランダと同じ傾向にあることが確認できる。フランス福祉国家の保守主義レジームとの距離を確認するためには、こうした家族政策の特徴を説明する必要がある。

第一章では、福祉国家と家族政策の関係について考察する。現在の福祉国家は女性の労働市場参加や家族形態の多様化によって引き起こされる新しい社会的リスクへの対応が必要とされており、福祉国家再編の政治が重要になってくる。この福祉国家再編の政治において家族政策は変容する家族や雇用を支援する役割をもつ。こうしたことを示しながら、具体的に福祉国家再編の政治における家族政策の役割を図示するとともに、理論的には漸進的変容論によって本論文を説明していくことを示す。

第二章では、家族政策そのものの制度的特性に着目する。個人のライフスタイル選択に福祉国家がどのような態度を示すのかという問題関心にもとづき、子育て支援と両立支援という2つの

機能を析出する。この2つの機能を用いると、家族政策は政策目的集合から説明できる。2つの機能は福祉国家再編をめぐる社会的投資戦略と仕事と家庭の調和の議論を家族政策に適用したものであり、これらが独立して存在するだけでなく、施策によっては両方の機能をもちうる。こうした相補的な家族政策の機能を政策目的集合として示し、家族政策が個人のライフスタイル選択に対応した施策を提供する役割を見出す。

第三章では、フランス家族政策の現金給付の変容について詳細に論じていく。現状が1階部分にすべてのライフスタイルに向けた普遍主義的な施策を実施したうえで、2階部分でそれぞれのライフスタイルに対応した多様な施策を提供する二階建て構造となっていることを示す。戦前からの家族政策は制度基盤を形成し、様々な施策を展開する時期であった。1980年代半ば以降、家族政策では新しい社会的リスクへの対応や財政問題への取り組みから「自由選択」を目的とする多様な現金給付が整備されていった。1990年代には中道右派から「自由選択」アイデアとして第1子向けの現金給付の提案が行われるようになるが、財政問題によって「自由選択」アイデアは頓挫し、議論の中心は家族手当の所得制限へと移っていった。家族手当の所得制限は多くのアクターから反発を招き、普遍主義的な性格を維持するようになる一方で、「自由選択」は家族政策全体のライフスタイル選択を支える文言として用いられるようになった。

第四章では、現物給付について整理したうえで、特に認定保育ママ制度の展開についてみていく。認定保育ママは最初から養育方法の主要な手段となっていたわけではない。1977年の認定保育ママ制度の成立以降、1980年代には認定保育ママの数が減少していった。そのため1990年前後に多くの改革が行われるようになった。ここから他の養育方法への支援と同等の支援が行われるようになり、家族の保育ニーズのなかで高い位置にあった認定保育ママが増大していくことになった。また、こうした認定保育ママの活用のなかで、仕事と家庭の調和を実現させる手段として認定保育ママが位置づけられるようになっていく。その結果、認定保育ママは養育方法を「自由選択」するための2階部分の手段として整備されていくようになった。

第五章では、まとめとして家族政策全体の「自由選択」がライフスタイル選択の中立と女性の労働市場参加の支援の両面を考慮した制度設計になっていることをみていく。また、これまで十分に上げることができなかった「自由選択」の課題についても論じる。「自由選択」の名のもとに労働市場において雇用が柔軟化していることが挙げられる。また、家族政策におけるジェンダー平等への対応が他国と比べて遅れていることも指摘できる。こうした問題があるものの現状のフランス家族政策は「自由選択」として成り立っていることを指摘する。

終章では、ライフスタイル選択の政治からみた日本の家族政策について考える。日本の家族政策はフランスよりもかなり脆弱であり、児童手当の議論をみていくと、質の転換よりも量の拡大の議論が比重を占めていることがわかる。しかし、近年では「子ども・子育て新システム」という日本の現状に合わせた家族政策の制度設計も提示されており、今後どのように展開していくのかを注視する必要がある。

以上、フランス家族政策は1階部分にすべてのライフスタイルに対応した普遍主義的な施策を提供したうえで、2階部分で個人のライフスタイル選択に対応する多様な施策をオプションとして講じている。こうしたフランス家族政策は「自由選択」を目標に掲げて展開されており、変容する家族と雇用を結びつける福祉国家再編期の家族政策の役割として説明できる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 官 本 太 郎
副 査 教 授 空 井 護
副 査 教 授 山 口 二 郎

学位論文題名

「自由選択」の家族政策

－フランスにおけるライフスタイル選択の政治－

本論文は、戦後フランス福祉国家における家族政策と福祉政治を分析したものである。とくに、そこで女性のライフスタイルについての「自由選択」というアイデアが大きな役割を果たしたことに注目し、このアイデアをめぐるいかなる政治過程が展開し、その結果どのような家族政策が実現してきたのかを明らかにしている。

まずこの主題に大きな意義があることを述べておきたい。近年の比較政治学的な福祉国家研究において枠組みとなってきたのは、福祉国家のレジーム類型論であった。そこでは、福祉国家が北欧型の社会民主主義レジーム、大陸ヨーロッパの保守主義レジーム、そしてアングロサクソン諸国に典型的な自由主義レジームに区分され、その制度的特質が各国の福祉政治との関連で問題とされてきた。

こうした類型論において、戦後フランス福祉国家は、一貫して議論の焦点となってきた。フランスは、カトリックの影響下、家族主義が強い保守主義レジームと見なされる。たしかに専業主婦が多い一方で、就労している女性はフルタイムが多く男女の賃金格差も抑制されている。その一方で、出生率は高い水準を維持している。同国は、北欧諸国のように大きな公共部門を抱えないにもかかわらず、少子高齢化に対する有力な処方箋を提示してきたという点で、とくに日本にとっては強い関心を寄せざるを得ない事例となってきた。

戦後フランス福祉国家という論争的テーマを、比較政治学的に分析する意義はとくに大きい。もともとレジーム類型は、個々のレジームの制度と政策を、社会民主主義、保守主義、自由主義など異なった規範システムに基づいた諸政治勢力の影響力行使のあり方から説明する。したがって、フランス福祉国家の家族政策がいかなる政治過程と政治戦略の帰結であるかを検討することは、その制度構造の解明と比較論的位置づけの確定のために、きわめて重要なアプローチなのである。

本論文は、序章と終章を含めて7つの章から構成されている。第一章と第二章では、この論文の分析枠組みと分析対象が提示される。本論文は、分析枠組みとしては、近年の歴史的制度論のなかで発展してきた、制度の漸進的変容モデルを採用する。加えて、アイデアの政治論に基づき、政治過程を説明する上で制度や政策をめぐるアイデアの役割を重視する。

こうした枠組みから家族政策の制度が捉えられるわけであるが、本論文はとくに育児と女性の就労をめぐる家族政策を中心的テーマとし、そこで2つの政策系列を区分する。すなわち、女性の就労よりも子どもの成育を政策目標とする子育て支援の政策系列と、仕事と家庭の両立支援を政策目的とする政策系列である。フランス福祉国家の特徴は、この2つの政策系列が共存していることであるが、このような制度体系が生み出された背景が、「自由選択」というアイデアをめぐる政治対抗であった、というのが本論文の仮説である。

第三章、第四章においては、現金給付、サービス給付それぞれについて、フランスの家族政策の形成過程が分析される。フランス家族政策の原型は、1930年代のフランスにおいて、多子世帯の貧困対策として雇用主主導で導入された家族手当が、ドイツに対抗しうる人口規模を求め

る出産奨励主義などとも結びつき、1939年の家族法典において普遍主義的な現金給付として制度化されたことにある。その後、ラロックプランの挫折などを経て、人民共和派MRPの影響のもとで家族金庫による普遍主義的な給付が維持され、これが家族政策における現金給付の一階部分を構成する。これを基礎として、1970年代から家族のあり方が多様になるなかで、いわば2階部分として、異なった政策目的を担った現金給付が導入されていく。子育て支援を目的とした家族補足手当(1977)、育児休業給付であるがしばしば退職を導くという点で両義的な育児親手当(1985)、就業する母親の在宅保育者の雇用を支援し両立支援を目的とした在宅養育手当(1986)などである。

こうしたなかで、左右を超えて各政治勢力からしだいに「自由選択」という考え方が一連の政策を基礎づけるアイデアとして打ち出されるようになる。ミッテランは、「多様性」という言葉で自由選択を打ち出し、他方では、共和国連合RPRのコダッシオーニの提案をシラクが継承するかたちでどちらかといえば家族主義的な子育て支援を推進する政策を打ち出す。その後、1990年代後半にはジュペプランに代表される福祉削減の動きを経て、2004年にはこの「自由選択志向」の2階建て構造が定着する。具体的には、1階部分を構成する基礎手当、家族手当などがあり、2階部分には家族主義的な子育て支援を目指す家族補足手当、両立支援の保育方法自由選択補足手当、両義的な就業自由選択補足手当などがある。

「自由選択」のアイデアは、サービス給付にかかわってもその基礎づけに活用される。本論文では、フランスの保育サービス給付の軸として認定保育ママの制度の形成を詳細に分析する。1977年に導入されたこの制度は、就労する母親が単独あるいは複数で家庭内保育者を雇用するもので、1990年代に入って認定保育ママの保険料を家族手当金庫が肩代わりする仕組みが導入されてから広く定着した。

本論文は、以上のように「自由選択」の制度体系の形成を跡づけた上で、第五章において、この家族政策の体系についての踏み込んだ評価をおこなう。本論文によれば、「自由選択」の家族政策は、ライフスタイルの選択可能性を高める上で一定の効果を発揮している。同時にこうした「自由選択」の制度体系については、以下のような限界点も指摘される。

第一に、「自由選択」の制度は、男性稼ぎ主中心の政策を抜本的に改めることなく、女性の就労支援をある範囲に留める仕組みとなっている面がある。第二に、第一の点とかかわって、流動的な労働市場における調整弁としての女性就労、とくにそのパート就労の役割を強化する仕組みでもある。第三に、認定保育ママ制度は、こうした制度を利用する条件のある世帯とそれが困難な世帯との間で経済格差を生み出している。

本論文は、このように戦後フランス福祉国家の家族政策の形成過程を明確に叙述し、その構造を解明している。本論文は政治過程におけるアイデアの役割についても、従来のように特定の政治勢力の利益媒介のテコとしてではなく、複数の勢力の利益均衡の枠組みとして位置づけ、興味深い分析を導いている。併せて、いくつかの問題点も指摘しなければならない。

第一に、本論文においては、分析の焦点が、比較公共政策研究と比較政治学的な政治過程研究の間で揺れているところがある。論文の結論部分では、比較公共政策論的な政策評価に力点が置かれている。これに対して、レジーム理論やアイデアの政治論と連結した歴史的制度論に基づく研究として、比較政治学的な分析枠組みの発展にいかなるフィードバックがなされたのかは必ずしも明確ではない。

第二に、政治過程分析の密度という点では、やや分析対象や時期が拡散し、家族政策の発展の個々の段階で、各政治勢力がいかなる戦略と利益をもって、「自由選択」のアイデアとかかわったか、ミクロな分析という点では物足りなさもある。

にもかかわらず、本論文は、今日の比較福祉政治論における重要な達成であり、博士号を取得するのにふさわしい水準にある。本審査委員会は、全員一致で千田航氏への博士号の授与を認めるものである。